

米国商標近代化法（TMA）での 新たな査定系手続

—Expungement と Reexamination—

弁理士 佐藤 俊司

要 約

本稿は、米国商標近代化法（TMA）により導入された査定系取消（Expungement）及び査定系再審査（Reexamination）について、その立法背景・制度内容・運用状況を概観するとともに、両制度の下で示された先例的 TTAB 審決である *In re Locus Link USA* と *In re Everwise Credit Union* を素材として、その実務的意義を検討するものである。

中国由来の大量の商標出願や偽造使用見本に起因する登録簿の「デッドウッド」問題を踏まえ、本稿は、TMA が導入した二つの査定系手続の要件、手続構造及び立証責任を整理し、従来の当事者系取消審判との異同を明らかにする。あわせて、TTAB が指定商品・役務と実際の使用態様との整合性や、真正使用とトークンの使用の峻別をどのように判断しているかを分析し、これらの手続の実務上の活用可能性を検討する。

さらに、日本の登録主義・不使用取消審判制度との比較を通じて、印紙代や審理期間といった運用上の課題や、悪意の商標出願への対応の在り方を考察し、今後の日本における使用主義的修正や査定系手続の導入可能性についても検討する。

目 次

1. はじめに
2. 商標近代化法（TMA）導入の背景
3. 不使用商標及び詐欺的出願排除手続
 - 3.1 商標の不使用による放棄（Abandonment）（45 条）及び取消審判（14 条(3)）
 - 3.2 取消審判の請求理由（Expungement）の追加（14 条(6)）
 - 3.3 情報提供制度の明文化（1 条(f)）
4. 不使用商標排除のための新たな査定系手続（Ex Parte Proceeding）の導入
 - 4.1 査定系取消（Expungement）（16A 条）
 - 4.2 査定系再審査（Reexamination）（16B 条）
 - 4.3 査定系手続
 - 4.4 各制度の比較
 - 4.5 査定系取消及び査定系再審査の活用状況
 - 4.6 最初の査定系取消（Expungement）の適用事例
 - 4.7 査定系取消に関する TTAB 審決（*In re Locus Link USA*, 2024 USPQ2d 1181（TTAB 2024））
 - 4.8 査定系再審査に関する TTAB 審決（*In re Everwise Credit Union*, 2026 USPQ2d 356（TTAB 2026））
5. さいごに

1. はじめに

使用主義を採用する米国では、商標登録を取得し維持するためには、出願人は登録されたすべての商品・役務について商標を実際に使用する必要がある。実際には使用されていないにもかかわらず登録簿に残っている登録商標は、かかる使用主義の原則に反するだけでなく、正当に使用意思のある他者による同一又は類

似の商標登録の取得を困難にする状況を生むこととなる。

2020 年 12 月 27 日に成立した商標近代化法（Trademark Modernization Act [TMA⁽¹⁾]) を実施する規則が 2021 年 12 月 18 日に発効し、これにより米国商標法（Lanham Act）が改正された。この TMA は、近年増加していた主に中国を由来とする詐欺的出願（fraudulent trademark filing）や従来からの不使用登録商標（いわゆるデッドウッド登録商標）の排除をより簡単に行うことができる手続の導入を主な柱の 1 つとして、これらの詐欺的出願や不使用商標排除のための新たな査定系手続（Ex Parte Proceeding）として、査定系取消（Expungement）と査定系再審査（Reexamination）という 2 つの新たな手続が導入され、2021 年 12 月 27 日からその申請が受理開始された。

本稿では受理開始から 4 年半が経過し、運用状況が明らかになってきたこの新しい 2 つの査定系手続を中心に、その活用状況について検討する。

2. 商標近代化法（TMA）導入の背景⁽²⁾

TMA は、ここ数十年の出願件数の急増⁽³⁾と、それに伴う不正・不適切な出願の増加、そして既存の枠組みではそれらに十分対応しきれなくなっていたという事情から、米国商標登録簿の信頼性の回復を目指して導入されたものである。

米国商標法は本来的に「使用主義」を採用しており、登録の取得・維持には、商標が商品や役務について実際に商取引上使用されているのが原則である。しかし近年、虚偽又は極めて怪しい使用主張に基づく出願・登録が増加し、実際には使用されていないにもかかわらず登録簿上に存在する、デッドウッド登録商標が多く存在することになり、その結果、新規参入者にとっての障害となっていた。

出願件数の急増の主な要因としては、中国における補助金や政府指令などが指摘されている⁽⁴⁾。中国は 2019 年に約 780 万件の商標出願を受理し⁽⁵⁾、世界全体の約半数を占めるが、その背景として地方政府による多数の商標補助金制度が存在し、その補助額は登録費用を上回るケースも多いとされた⁽⁶⁾。この典型例が深圳市^{シンセン}であり、2013 年に米国を含む海外商標登録 1 件当たり 5,000 元の補助を導入した後、米国特許商標庁（USPTO）における中国、特に深圳由来の出願が急増し、2013 ～ 2017 年で対米出願は 1,264% 増加、2017 年度には中国由来の出願のうち、深圳由来の名義人が 42% を占めたとされ、中国から米国への商標出願は、2014 年の 5,161 件から 2018 年には 54,064 件に増加した⁽⁷⁾。こうした中国からの出願の中には、実際には使用されていない商標であるにもかかわらず、偽造の使用見本の提出によって、多くの商標が登録されていた事例も報告されている⁽⁸⁾。

(1) TMA の日本語訳として、特許庁、「アメリカ合衆国商標法 2020 年 12 月 27 日公布、2021 年 12 月 27 日施行」(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shouhyou.pdf> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])、「米国商標近代化法 2020 年 12 月 14 日公布」(https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shouhyou_kindai.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(2) USPTO、「Roundtable on the implementation of the Trademark Modernization Act (2021 年 3 月 15 日)」(<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/uspto-videos/roundtable-implementation-trademark-modernization-act> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(3) David Gooder (Commissioner for Trademarks)、「Trademarks organization performance (2021 年 5 月 21 日)」(https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20210521_TPAC-Trademarks_Business_Performance.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(4) USPTO、「Trademarks and patents in China (2021 年 1 月)」4 頁 (<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-TrademarkPatentsInChina.pdf> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(5) 同上 1 頁

(6) 同上 3 頁。同報告書によれば、中国の地方レベルの商標出願補助金について “the amount of these subsidies often exceeds the cost of registering a trademark” と述べている。

(7) 同上 4 頁

(8) 同上 4 頁。同報告書によれば、Barton Beebe & Jeanne C. Fromer “Fake Trademark Specimens: An Empirical Analysis” (Columbia Law Review Forum, forthcoming) 及び両名の上院司法委員会知的財産小委員会における証言 (“Fraudulent Trademarks: How They Undermine the Trademark System and Harm American Consumers and Businesses”, December 3, 2019) に基づき、2017 年の中国発の衣料品の区分の使用ベース出願の約 3 分の 2 に偽造使用見本が含まれていたとされる。

さらに、中国国内では商標を転売・身代金目的で先取りする「悪意出願」と、正当なブランドオーナーが悪意の第三者の出願に先んじて自ら複数区分について登録を試みる「防御の出願」が広がり、実際に使われないデッドウッド登録商標が登録簿を埋め尽くしていたが、その動きは、中国国内のみならず、USPTOを含む外国庁でも審査負担が増大し、商標登録簿の信頼性の低下、商標のクリアランスの困難化、正当な権利者の保護範囲の縮減といった制度面の悪影響が顕在化してきた。

その他、出願件数の急増要因については、上記 USPTO 報告書が指摘する中国政府による外国商標出願への補助金制度や政府指令といった非市場要因に加え、コロナ禍でのアリババやアマゾンに代表される E コマースの拡大に伴うオンライン販売上の商標登録ニーズの高まりなどもある⁽⁹⁾。

上記の状況に対する対策として、USPTO は、従前より、商標権者を詐欺の出願や不正行為等から保護するための多方面での取り組みを進めてきた。またこれらの情報をまとめた特設のウェブサイト、「Protect against trademark scams」も設け、注意喚起を促している。



USPTO ウェブサイト⁽¹⁰⁾

例えば、USPTO は、2012 年 7 月以来、登録されている商標の指定商品・役務の正確性を担保するために、パイロットプログラム⁽¹¹⁾として、米国商標法 8 条又は同法 71 条に基づき、登録後 5 年後から 6 年後の間に提出された使用証明につき、ランダムに 500 の案件を選び、追加の使用証拠の提出を求める指令を 2 年間にわたって行い⁽¹²⁾、その結果を踏まえ、正式に登録後監査プログラム制度として採用した⁽¹³⁾。

また、USPTO は、2019 年 8 月には、規則に沿わない主に中国からの不適切な商標出願の増加⁽¹⁴⁾への対

(9) 独立行政法人日本貿易振興機構知的財産課「EC サイトにおける模倣品対策を講ずるための基礎情報調査 考察レポート」(特許庁委託調査報告書、2024年)、(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/2023_01_ec.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(10) USPTO, 「Protect against trademark scams」(<https://www.uspto.gov/trademarks/protect> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

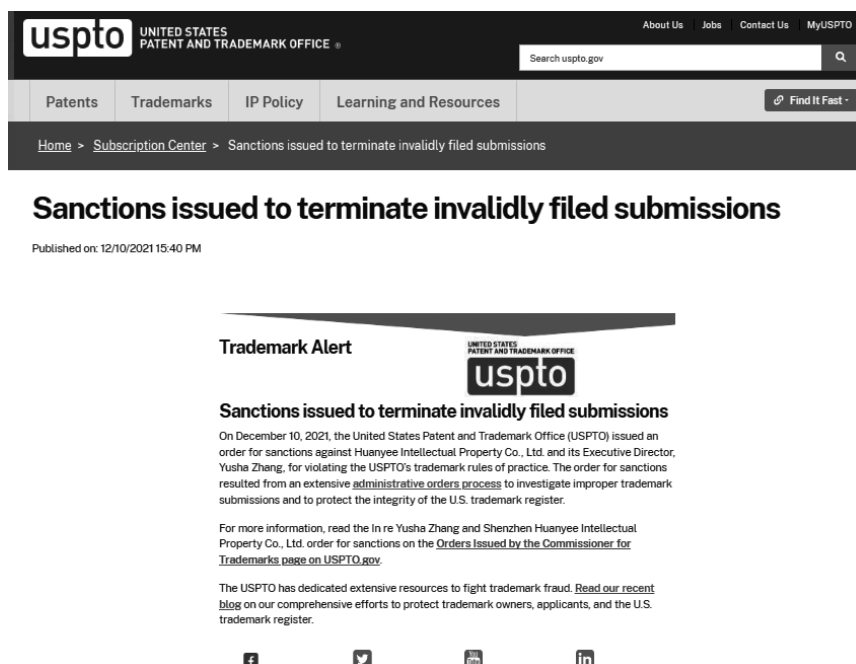
(11) Montia Pressey (Managing attorney, post registration audit program)、Jordan Baker (Lead attorney, post registration audit program)、「Post registration audit program (2021 年 6 月 3 日)」(<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PostReg-Webinar-3June2021.pdf> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(12) USPTO, 「Post Registration Proof of Use Pilot Status Report (Filings examined through June 30, 2014)」(https://www.uspto.gov/sites/default/files/trademarks/notices/Post_Registration_Proof_of_Use.doc [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(13) USPTO, 「Post Registration Audit Program」(<https://www.uspto.gov/trademarks/maintain/post-registration-audit-program#Background> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(14) 出願・登録更新時における偽造使用証拠や虚偽の使用宣言書の提出、無資格者による代理、出願人署名の偽造、虚偽住所による出願、さらには、中国の出願人が米国弁護士資格保有者と提携して米国弁護士制度を不正利用し、詐欺的出願を行う仕組みなど、不正な出願行為が増加していた。

応策として、外国住所の出願人に米国弁護士との関与を義務付けるルールの導入を行い⁽¹⁵⁾、⁽¹⁶⁾、さらには詐欺の疑いがある事案を調査し、弁護士の不正行為が疑われる場合は USPTO の登録懲戒部（Office of Enrollment and Discipline: OED）に、犯罪行為が疑われる場合は法執行機関に事案を照会する役割を担う、弁護士、アナリスト、サイバー調査官、IT 専門家で構成されるスペシャルタスクフォースを USPTO 内に組成し、多数の理由開示命令（show cause order）と、制裁のための最終命令を下し、不正・不適切な応答の場合は制裁結果を USPTO のウェブサイトで公表⁽¹⁷⁾するなどの対策を行ってきた⁽¹⁸⁾。



例えば、USPTO は、2022 年 1 月 25 日、Abtach Ltd.、360 Digital Marketing LLC、Retrocube LLC などが運営する低価格商標出願サービスによる大規模な不正について、重大な規則違反・詐欺として、3 社に対して制裁命令を発し、これらの会社が関与した 5,500 件超の商標出願を一括終了させ、今後の提出・代理も禁止又は厳しく制限した⁽¹⁹⁾。これら 3 社は実質的に一体として、米国弁護士資格を持たない者が出願人を代理し、虚偽の住所・署名・代理人情報や、実際は使用されていない商標について偽造使用見本を用いた出願を多数行っており、顧客・USPTO の双方を欺く形で料金レシートを改ざんし過大請求するなど、組織的・

(15) USPTO, 「Trademark rule requires domicile address for all filers and also requires foreign-domiciled applicants and registrants to have a U.S.-licensed attorney」 (https://www.uspto.gov/trademarks/laws/trademark-rule-requires-foreign-applicants-and-registrants-have-us?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=gov) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(16) アメリカ連邦規則集第 37 編（以下「37 C.F.R.」とする）第 2 部、第 7 部及び第 11 部（37 C.F.R. parts 2, 7, and 11 (2019)） (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-07-02/pdf/2019-14087.pdf>) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(17) USPTO, 「Sanctions issued to terminate invalidly filed submissions (2021 年 12 月 10 日)」, (<https://www.uspto.gov/subscription-center/2021/sanctions-issued-terminate-invalidly-filed-submissions>) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス] また、USPTO によって懲戒決定がなされた代理人の一覧が公表されている。 (<https://foiadocuments.uspto.gov/oed/>) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(18) Amy Cotton (Deputy Commissioner for Trademark Examination Policy), 「Boost Trademarks register protection (2021 年 7 月 30 日)」 (https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20210730_TPAC-Trademarks_Business_Performance.pdf) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(19) USPTO, 「USPTO sanctions scammers for fraudulently filing thousands of applications (2022 年 1 月 25 日)」 (<https://www.uspto.gov/subscription-center/2022/uspto-sanctions-scammers-fraudulently-filing-thousands-applications>) [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

継続的な詐欺行為が認定された⁽²⁰⁾。

一方で、一部の出願人による大量かつ不自然な出願、偽造・加工された使用見本の氾濫、USPTO の出願における使用要件を満たそうとする目的のためだけに電子商取引ウェブサイトを作成する、いわゆる偽造使用証拠作成サイトである「Specimen farms（見本ファーム）」の登場など、問題はむしろ高度化・巧妙化してきていた⁽²¹⁾。

かかる不正・不適切な出願によって登録されてしまった商標に対しては、現状、商標審判部（TTAB）での異議申立てや取消審判、連邦裁判所での訴訟を通じて、登録後の不使用や虚偽の使用主張を争うことができるものの、時間も費用もかかることから、出願人が障害となっている商標を取り除くために利用するには現実的ではなく、特に、悪質な出願人や応答する意図のない相手の場合でも、形式上は取消審判等を請求し、一定期間の経過を待たなければならず、TTAB 側の負担増と審理遅延を招いていた。

そこで、TTAB を通じた取消に比べて迅速・簡便な不使用取消手続（expungement 及び reexamination）の新設及び情報提供制度の明文化を中核とする TMA が 2021 年 12 月に施行されることになった。

TMA は単に登録取消の手段を増やすのみならず、虚偽の使用主張や不適切な出願・登録が蔓延することによって、登録簿上の情報と実際の市場との乖離が広がるだけでなく、USPTO 自身が発行する登録証の価値や、制度全体への信頼も損なわれることから、商標登録簿の信頼性と、商標制度に対する利用者の信頼を回復するという、より広い目的を持ち、「使用主義に立脚した正確な登録簿」を回復するための重要な一里塚として位置付けられている。

3. 不使用商標及び詐欺的出願排除手続

3.1 商標の不使用による放棄（Abandonment）（45 条）及び取消審判（14 条(3)）

従来、不使用商標排除については、米国商標法においては、商標の不使用による放棄（Abandonment）（45 条）による対応があった。すなわち、米国商標法 45 条における「標章の放棄（abandonment）」の定義規定において、「その使用が、使用を再開しない意図をもって途絶したこと。再開しない意図は、状況から推論することができる。」とされ、その場合に標章は「放棄された」ものとみなす、と規定されており、さらには「連続 3 年間の不使用は、放棄の一応の証拠とする。」とされている。したがって、米国商標法では、連邦登録商標の使用中止が、使用を再開しない意図をもって行われた場合には、その商標は「放棄」されたこととみなされることとなり、日本における不使用取消審判のように、必ずしも個別の審判手続を経る必要はない。

一方で、「放棄」は取消審判における取消事由となっているものの（14 条(3)）、あくまでも再開する意思がない場合に、上述のとおり放棄とみなされるものであることから、放棄を理由とする 14 条(3)の取消審判によって取消審決がなされる場合というのは、あくまでも確証的な意味にすぎない。なお、審判手続は訴訟に準じた手続となり一定の時間と費用を要することもあり、使用頻度はそれほど高くなかった。そして、「放棄」はあくまでも「再開しない意図をもって使用を中止したこと」が必要であるから、「使用再開の意図（intent to resume use）」が客観的な状況から推定される場合、放棄とはされず、その場合には商標は取り消されない

(20) *In re Abtack Ltd., 360 Digital Marketing LLC, and Retrocube LLC*

(<https://data.uspto.gov/ui/trademark/tm-decisions-api/download/5e9f92a0-1c98-3baf-8abb-afd145520b13> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]) その他、*In re Yusha Zhang and Shenzhen Huanyee Intellectual Property Co., Ltd.*, (<https://data.uspto.gov/ui/trademark/tm-decisions-api/download/8c7bbbba-95c1-3259-b5e5-48cee86dfadc> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]) においても、中国拠点の Shenzhen Huanyee Intellectual Property Co., Ltd. とその責任者 Yusha Zhang が、米国弁護士資格を持たずに米国出願人の代理を行い、少なくとも 15,000 件超の商標出願や書類を不正に提出したと認定され、制裁が科された。虚偽の米国住所の使用、他人名義の電子署名、複数アカウントを使った規則回避などにより商標登録簿の信頼性を損なったとして、USPTO は関与した全案件を終了扱いとし、今後一切の提出・通信を禁止した。

(21) USPTO, 「Third parties can challenge applications or registrations with invalid specimens from e-commerce specimen farm websites」(<https://www.uspto.gov/trademarks/protect/challenge-invalid-specimens> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

ことになる。取消審判を請求する側としては、この「放棄」を理由として取消審判を請求する場合、使用中止と再開の意思の欠如の双方を主張立証する必要があるところ、商標権者によって「標章を放棄する意図はなかった」と反駁されること^{はんぱく}で、再開意思の欠如についての推認が覆されてしまい、結果として取消できないことも少なくなかった。

3.2 取消審判の請求理由（Expungement）の追加（14条(6)）⁽²²⁾

TMA では、米国商標法 14 条の取消事由に「登録後 3 年の不使用」を理由とする取消事由（Expungement）が追加された（14 条(6)）⁽²³⁾。

第 14 条（15 U.S.C. § 1064）取消

(6) 登録日から 3 年の期間が経過した後であって次に該当する場合はいつでも、すなわち、登録標章が、取引において、登録に列挙された商品又は役務の一部又は全部に付して又は関連して一度も使用されなかった場合。

(6) の規定は、他の取消理由に適用される時期を制限するものと解釈してはならない。本法 § 1126(e) 又は § 1141f に基づく登録は、不使用が当該不使用を免責する特別な事情に基因するものであることを登録人が実証した場合には、(6) により取り消されないものとする。

これにより、今後は訴えの利益を有する場合（先行商標を引用されて取り消したい出願人など）には、登録後 3 年の不使用のみを根拠に、すなわち、「使用再開の意図」の有無にかかわらず、TTAB に対して、登録の一部又は全部について取消審判請求が可能となり、従来の当事者対立構造による取消審判においても、不使用商標排除の選択肢が増えた。

45 条 / 14 条(3) 放棄による取消 (Inter Partes Proceeding)	・ 出願時や使用宣誓書提出時点で商標が使用されていない場合（一定期間の不使用や使用再開の意図がないこと） ・ 登録後 3 年間の連続した不使用があった場合に放棄の推定 ・ 商標権者は 3 年以内の使用又は合理的な期間内に使用を再開する意図があったことを証明できる	3 年の不使用 後いつでも 請求可能
14 条(6) Expungement による取消 (Inter Partes Proceeding)	・ 商標が取引上一度も使用されていないことが必要(未使用) ・ 登録後 3 年から 10 年の間のみ申立可能 ・ 主に外国の出願人による未使用登録に対処するために導入	<u>登録から 3 年</u> <u>以降いつでも</u>

3.3 情報提供制度の明文化（1 条(f)）

TMA では、従来から運用として認められていた情報提供制度について、第三者が審査中の商標の審査に参加するための手続が明文化された^{(24)、(25)}。

(22) 日本語訳は前掲注 1) の特許庁ウェブサイトより引用。

(23) USPTO、「Changes to existing procedures, New ground of expungement for TTAB cancellation proceeding」
https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=#proceedings [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(24) 日本語訳は前掲注 1) の特許庁ウェブサイトより引用。

(25) 37 C.F.R. § 2.149

第1条（15 U.S.C. § 1051）登録出願：真実宣言

（f）第三者は、拒絶理由に関連する証拠を出願記録に含める目的で、当該証拠を提出することができる。第三者による提出は、拒絶理由を特定するとともに、特定した各拒絶理由を裏付けるために提出する各証拠の詳しい説明を含めなければならない。提出が行われた日から2月以内に、長官は証拠を出願記録に含めるべきか否かを決定しなければならない。長官は、本項に基づいて第三者が提出した証拠を審査するための適切な手順を規則により定めなければならない。提出に伴う手数料を定めることができる。長官が、第三者の証拠を出願記録に含めるべき旨を決定した場合は、その証拠及び証拠が関係する拒絶理由のみを含めることができる。証拠を出願記録に含めるべきか否かの長官の決定は終局的かつ再審査不能とし、証拠を記録に含める又は含めない旨の決定は、その他の手続において問題を提起し証拠に依拠する何れの当事者の権利も毀損しないものとする。

情報提供は誰もが行うことが可能であり、詐欺的出願や疑義のある使用証拠についても疑義を唱えることが容易になった。すなわち、情報提供の対象となっている出願における商標の使用見本において、当該商標を伴わない状態で第三者が使用している画像、あるいは異なる商標が付された複数の先行登録や出願に共通して登場する画像が含まれていることを理由として情報提供を行うことができるほか、先行商標との混同を理由とする証拠や指摘も可能であり、USPTOは情報提供がされた場合、60日以内にその内容を検討し審査官へ送付するかが決定され⁽²⁶⁾、送付された場合には、審査官が必要に応じてオフィスアクションを出すことになる⁽²⁷⁾。

4. 不使用商標排除のための新たな査定系手続（Ex Parte Proceeding）の導入⁽²⁸⁾

TMAにおいては、従来からの異議申立てや取消審判よりも迅速で効率的かつ低廉な費用で、これらの詐欺的出願や不使用商標を排除すべく、査定系取消（Ex Parte Expungement）（16A条）と査定系再審査（Ex Parte Reexamination）（16B条）という2つの新たな査定系手続（Ex Parte Proceeding）が導入された⁽²⁹⁾。両手続は、いずれも（i）第三者によるUSPTO長官宛ての申立て、又は（ii）USPTO長官の職権により開始される査定系（ex parte）の手続である、という基本的な構造は共通しているものの、保護する利益や対象となる「不使用」の要件が異なっている。すなわち、査定系取消は「一度も使用されていない」登録を対象とする一方、査定系再審査は「出願書類において使用を主張すべき決定時期に使用されていなかった」登録を対象とするものであるという違いがある⁽³⁰⁾。

(26) Trademark Manual of Examining Procedure（以下「TMEP」とする）1715.05

(27) USPTO、「Third-party submissions during examination (letters of protest)」

(https://www.uspto.gov/trademarks/laws/2020-modernization-act?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=#proceedings [2026年5月31日最終アクセス])、USPTO、「Letter of protest practice tip」

(<https://www.uspto.gov/trademarks/trademark-updates-and-announcements/letter-protest-practice-tip> [2026年5月31日最終アクセス])

(28) USPTO、「Requesting an expungement or reexamination proceeding」

(https://www.uspto.gov/trademarks/protect/requesting-expungement-or-reexamination-proceeding?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= [2026年5月31日最終アクセス])

(29) TMEP1716

(30) 37 C.F.R. § 2.91(a); TMEP § 1716

4.1 査定系取消（Expungement）（16A 条）

第 16A 条（15 U.S.C. § 1066a）査定系取消⁽³¹⁾

(a) 請願書

本法 § 1057(b) 及び § 1072 並びに本法 § 1115(a) 及び(b)の規定に拘らず、何人も、標章が取引において、登録に記載された商品若しくは役務の一部若しくは全部に関して一度も使用されなかったことを理由に、その標章の登録取消を求める請願書を提出することができる。

査定系取消は、連邦登録商標がその指定商品・指定役務について一度も「商取引において使用」されることがない場合に、何人も登録に係る一部又は全部の商品・役務についての取消しを請求することができる制度である。請求人には当事者はもちろんのこと、USPTO 長官も含まれる。

査定系取消の対象となる商標は、「商取引における使用」に基づく登録（1 条(a)）、外国登録に基づく登録（44 条(e)）、又はマドリッド・プロトコルに基づく登録（66 条）であり、特に登録時に使用証拠を提出する必要がない、日本企業の利用が多いマドプロ日本指定及び本国登録に基づく登録などがこの査定系取消の対象となる。

なお、査定系取消の請求は、比較的「登録後長期にわたる不使用」を対象とするものであり⁽³²⁾、登録日から 3 年後から 10 年後までの間に行わなければならない⁽³³⁾。

4.2 査定系再審査（Reexamination）（16B 条）

第 16B 条（15 U.S.C. § 1066b）査定系再審査⁽³⁴⁾

(a) 再審査を求める請願書

何人も、基準日以前に標章が取引において、登録に記載された商品若しくは役務の一部若しくは全部に関して一度も使用されなかったことを理由に、その標章登録の再審査を求める請願書を提出することができる。

査定系再審査は、連邦登録商標が、以下の特定の基準日までにその商品又は役務との関係で商取引において使用されていなかった場合に、何人も、登録に係る一部又は全部の商品・役務の取消しを請求することができる制度である。請求人には当事者はもちろんのこと、USPTO 長官も含まれる。

特定の基準日は、以下のとおり、商標の使用開始時期によって異なる。

使用ベースによる出願（1 条(a)）の場合	出願日
使用意思ベースによる出願（1 条(b)）の場合	使用宣言書の提出日 又は 使用宣言書提出期限日（延長期間含む）

(31) 日本語訳は前掲注 1) の特許庁ウェブサイトより引用。

(32) 37 C.F.R. § 2.91(b); TMEP § 1716.01

(33) 37 C.F.R. § 2.91(b)(1) ただし、経過措置として 2023 年 12 月 27 日までは、登録から 10 年を経過した登録についても請求可能であった（three-year window）。

(34) 日本語訳は前掲注 1) の特許庁ウェブサイトより引用。

査定系再審査の対象となる商標は、使用（1条(a)）又は使用意思（1条(b)）に基づく出願であり、特に使用（1条(a)）に基づく出願において、審査の段階で提出された使用証拠に疑義があるものが対象となる。

なお、査定系再審査は「登録成立時点における使用の有無」を早期に検証する仕組みであり⁽³⁵⁾、登録から最初の5年間のうちに行わなければならない⁽³⁶⁾。

4.3 査定系手続⁽³⁷⁾

4.3.1 手続開始の申立て方法

査定系取消又は査定系再審査手続の申立ては、商標の不使用についての合理的な調査を行ったことを示す宣誓付きの陳述書（verified statement）と、その調査に基づき申立ての根拠を簡潔に説明する事実陳述を証拠として添付したうえで、利害関係人に限られず、「誰でも」申し立てることができる⁽³⁸⁾。申立ては、以下の要件を満たした所定の「査定系取消又は再審査の申請書」フォーム（Petition for Expungement or Reexamination）を商品又は役務の区分ごとの申請手数料とともに USPTO 長官にオンラインにて提出することにより行うことができ、身分を明かすことなく申し立てることができる⁽³⁹⁾。

- ・ 申立人の氏名・住所及び連絡先（外国居住者の場合は米国弁護士 の指定）
- ・ 対象登録番号及び登録名義人
- ・ 申立ての根拠（査定系取消か査定系再審査手続か）
- ・ 対象とする商品・役務（区分単位ではなく、商品・役務ごとに特定）
- ・ 当該商品・役務について不使用の根拠を示す宣誓供述書
- ・ 合理的な調査（reasonable investigation）の内容を説明する記載⁽⁴⁰⁾
- ・ 不使用の一応の証拠（prima facie case）を裏付ける証拠及び証拠目録（インデックス）
- ・ 区分ごとの手数料の支払（1区分あたり USD400）

一度申請を行うと、その後補正することはできず、USPTO 長官が、一応の立証が成り立っていると判断した場合には、さらなる通知が発行されるまで、その後の手続は USPTO と登録名義人との間で継続される⁽⁴¹⁾。なお、使用されていない登録の証拠が見つかった場合、特に詐欺によって取得された登録に対しては、USPTO の長官が自発的に手続を開始する可能性がある⁽⁴²⁾。

4.3.2 合理的な調査

請求人は、商標の不使用について事前に合理的な調査（reasonable investigation）⁽⁴³⁾を行い、その結果を陳述書（verified statement）として提出することが求められ⁽⁴⁴⁾、一定の立証責任負担が課せられている。

(35) 37 C.F.R. § 2.91(b); TMEP § 1716.01

(36) 37 C.F.R. § 2.91(b)(2)

(37) 37 C.F.R. § 2.91-§ 2.98 「EX PARTE EXPUNGEMENT AND REEXAMINATION」; See Examination Guide 1-21 「Expungement and Reexamination Proceedings Under the Trademark Modernization Act of 2020 (2021 年 12 月)」
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-ExamGuide-1-21.pdf> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(38) 37 C.F.R. § 2.91(a); TMEP § 1716

(39) 37 C.F.R. § 2.91(c)

(40) 37 C.F.R. § 2.91(d)

(41) 37 C.F.R. § 2.91(c); TMEP § 1716

(42) 37 C.F.R. § 2.92, 前掲注 28) (USPTO, 「Requesting an expungement or reexamination proceeding」) “If we find evidence of unused registrations, we may institute Director-initiated proceedings against those registrations, particularly those obtained by scammers.”

(43) 37 C.F.R. § 2.91(d); TMEP 1716.02(c)(ii)

(44) 37 C.F.R. § 2.91(c)(8)

この合理的な調査には通常、対象商品や役務に関連する過去の使用状況を調べる作業が含まれ、Wayback Machine® などのアーカイブ証拠の検索も含まれる可能性があるものの、単一のインターネット検索エンジンを使った検索のみでは合理的な調査とはみなされない可能性がある⁽⁴⁵⁾。ただし、利用可能なすべての証拠を検索する必要ではなく、関連する期間中の不使用を示す信頼性と^{しんぴょう}信憑性のある証拠が得られる調査であれば、一般的に十分とみなされ、調査会社を用いての調査までが求められるものではない。

合理的な調査の適切な情報源としては、以下のものが挙げられている⁽⁴⁶⁾。

- ・ 州及び連邦の商標登録
- ・ 権利者が所有又は管理している可能性があるインターネットウェブサイト及びその他のメディア
- ・ 商品・役務が広告又は販売される可能性のあるウェブサイト、オンラインメディア、出版物
- ・ 商品・役務に関するレビューや議論が掲載されている可能性のある印刷物やウェブページ
- ・ 州及び連邦のビジネス登録や規制機関への提出書類や関連措置の記録
- ・ 権利者の市場での活動状況（例：権利者への連絡や商品・役務購入の試み）
- ・ 使用又は不使用に関する証拠が含まれる可能性がある訴訟や行政手続の記録
- ・ 商標が商取引上一度も使用されていないこと（査定系取消の場合）又は該当する日付に使用されていないこと（査定系再審査の場合）を示す情報を含む他の合理的にアクセス可能な情報源

上記の不使用を裏付ける一応の証拠は、認証された陳述書、URL 及びアクセス日又は印刷日を含めたウェブページのスクリーンショット、出版物の名称及び出版日を特定したプレスリリース・ニュース記事・雑誌・学術誌・その他の出版物の抜粋といった形式で提出することができ⁽⁴⁷⁾、また、検索結果が存在しないことを証明する証拠として、空の結果画面のスクリーンショットやウェブサイトの印刷物も提出できる。そのほか、請求人は使用宣言書に関する署名が不正であった可能性を示す証拠も提出することができる。

4.3.3 手続開始後の流れ

手続が開始されると、USPTO の審査官は登録名義人又はその代理人に対して通知を発し、その中でオフィスアクションを同時に発行する⁽⁴⁸⁾。このオフィスアクションでは、問題となっている商品・役務について、商標の使用証拠（査定系取消手続で基礎出願が商標法 44 条(e)又は 66 条(a)のみに基づく場合には、正当な不使用理由の証拠）を提出するよう求めるほか、使用以外の事項、例えば米国代理人選任義務、電子的通信義務、登録名義人の本国住所の提供義務などに言及する場合もある。

査定系取消又は査定系再審査の手続開始後、登録名義人には、USPTO からのオフィスアクションに対し 3 か月間の反証の期間が与えられる一方、請求人は、その後の手続に関与することはできない。最終ではないオフィスアクションに対しては、登録名義人は手数料（USD125）を支払うことで 1 か月の延長を求めることができる⁽⁴⁹⁾。

登録名義人は、適切な使用証拠を提出するか、又は登録から問題となっている商品・役務の一部又は全部を削除することによってオフィスアクションに応答することとなる⁽⁵⁰⁾。期限内に応答したものの内容が不

(45) H.R. Rep. No. 116-645, 15 頁 (2020) “it is not expected that the results of a single internet search-engine search would be sufficient to support a prima facie case in either ex parte expungement or ex parte reexamination.”(https://www.congress.gov/116/crpt/hrpt645/CRPT-116hrpt645.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(46) 37 C.F.R. § 2.91(d) (2)

(47) 37 C.F.R. § 2.91(c) (9)

(48) 37 C.F.R. § 2.93

(49) 37 C.F.R. § 2.93(b) (1)

(50) 37 C.F.R. § 2.93(d)

完全な場合、USPTO は裁量で、応答を補完するための 30 日間を付与することができる⁽⁵¹⁾。

登録名義人が期限までに応答しない場合、手続は終了し、登録は必要な範囲で全部又は一部が取り消される。

なお、一旦特定の登録について査定系取消手続が開始され係属すると、係属中の手続で争点となっている同一の商品・役務について、後から査定系取消手続を開始することはできず⁽⁵²⁾、また、特定の登録に対して査定系再審査手続が係属中の場合には、係属中の手続で争点となっている同一の商品・役務に関して、その登録について後に査定系取消手続又は査定系再審査手続を開始することもできない⁽⁵³⁾。

4.3.4 USPTO による決定

登録名義人が期限内に応答した場合、審査官は提出されたすべての証拠を検討し、問題となっている商品・役務の全部又は一部について商標が取引上使用されているかどうかを判断し、登録を取り消すべきかどうかを決定する。

- (i) 登録名義人が、問題となっているすべての商品・役務について商取引における使用（又は、査定系取消手続において基礎出願が 44 条(e)又は 66 条(a)のみに基づく登録について正当な不使用理由）を示した場合、手続終了の通知が発行され、登録は取り消されない。
- (ii) 登録名義人が、問題となっている商品・役務のすべてを削除した場合、又は登録全体を放棄した場合、手続終了の通知が発行され、当該商品・役務について登録は取り消される。
- (iii) 登録名義人が、問題となっている商品・役務の一部又は全部について商取引における使用（又は、上記の正当な不使用理由）を示せなかった場合、又はその他の要件に従わなかった場合、審査官は登録名義人の証拠や主張に言及し、当該商品・役務について登録を取り消す旨の決定を示す最終オフィスアクションを発行する⁽⁵⁴⁾。

4.3.5 決定に対する不服申立て又は再考請求

登録名義人は、この最終オフィスアクションにおける決定について再考を求めるか、TTAB に不服申立てを行うための期間として 3 か月が与えられる⁽⁵⁵⁾。登録名義人が再考請求も不服申立ても行わない場合、問題となっている商品・役務に関する最終判断の内容を示す手続終了の通知が発行され⁽⁵⁶⁾、登録は全部又は一部について取り消される。再考請求を行っても、不服申立ての期限は延長されない。TTAB の判断に対しては、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）で争うことができる⁽⁵⁷⁾。

4.4 各制度の比較⁽⁵⁸⁾

新たな査定系取消と査定系再審査手続と出願基礎の関係及び TMA で導入された情報提供及び不使用取消審判の制度の比較は以下のとおりとなる。

(51) 37 C.F.R. § 2.93(b) (2)

(52) 37 C.F.R. § 2.92(d) (3)

(53) 37 C.F.R. § 2.92(d) (4)

(54) 37 C.F.R. § 2.93(c) (1) 場合によっては、登録自体が全体として取り消されることもある。前掲注 28) “If your request succeeds, we will delete those goods or services from the registration. In some cases, we will cancel the registration.”

(55) 37 C.F.R. § 2.93(c) (1)

(56) 37 C.F.R. § 2.94

(57) 37 C.F.R. § 2.145(a) (1)

(58) 前掲注 28) 「The difference between TMA and TTAB proceedings」

	請求人適格	請求時期	請求事由	対象	提出先	費用	処理期間
査定系 取消 (16A 条)	何人も / 長官 (USPTO による職権)	登録後 3 年から 10 年までの間	登録商標の不使用	1 条(a) 44 条 66 条	長官	USD400/1 区分 ⁽⁵⁹⁾	4.5 か月から 12 か月
査定系 再審査 (16B 条)	何人も / 長官 (USPTO による職権)	登録後 5 年以内	1 条(a) = 出願日以前の登録商標の不使用 1 条(b) = 使用証拠提出日若しくは 1 条(a) ベースへの補正の提出日以前の登録商標の不使用	1 条(a) 1 条(b) (1 条登録のみ)	長官	USD400/1 区分 ⁽⁶⁰⁾	4.5 か月から 12 か月
情報提供 (1 条(f))	何人も	出願が係属中の間	1 条(a) / 1 条(b) を基礎とする出願の使用見本の不備や、その他混同のおそれ、記述的・普通名称等の拒絶すべき理由	すべて	長官	USD150/1 出願 ⁽⁶¹⁾	
不使用 取消審判 (14 条(6))	権利侵害があると信じる第三者	登録から 3 年以降	請求前 3 年の不使用 (Nonuse) 放棄 (Abandonment) 取消 (Expungement) 詐欺 (Fraud)	すべて	商標審判部 (TTAB)	USD600/1 区分 ⁽⁶²⁾ (ただし、Default の場合 USD200 が返金)	4 か月から最長 3 年

前述のとおり、今回の TMA において新たに査定系取消を理由とする取消の根拠（16A 条）が追加されたことにより、請求人は登録から 3 年経過後であれば、使用再開の意図がないことを示す必要はなく、商標が使用されていなかったことのみを示すことで、いつでも取消手続を行うことができるようになった。なお、当事者系手続である TTAB 手続においては、当事者は民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）や証拠規則（Federal Rules of Evidence）に基づいてディスカバリーによる証拠開示手続をとることが可能であるが、新たな査定系手続においては、そのような選択肢はない。TTAB の審判において登録名義人が応答しない場合、請求人は通常、請求提出から 4 か月ほどでデフォルトの審決を得ることができるものの、登録名義人が不使用を争ってきた場合は、ディスカバリー（証拠開示手続）に進むこととなり、他の TTAB の審判案件と同様に解決までの時間がかかる可能性がある。

一方で、査定系取消及び査定系再審査においても、登録名義人が応答する場合にはさらに時間がかかる可能性があるものの、それでもおよそ 6 か月程度となっており、これは、一度査定系取消や査定系再審査の手続が開始されると、請求人はその後の手続に関与できなくなる分、決定までのプロセスとしては早くなることになる。

4.5 査定系取消及び査定系再審査の活用状況

2024 年 12 月 13 日の USPTO の発表によると⁽⁶³⁾、査定系取消及び査定系再審査により、25,000 件以上の未使用の指定商品・役務を商標登録簿から削除することに成功したとのことである。

(59) 37 C.F.R. § 2.6(a) (26)

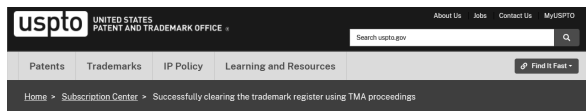
(60) 37 C.F.R. § 2.6(a) (26)

(61) 37 C.F.R. § 2.6(a) (25)

(62) 37 C.F.R. § 2.6(a) (16) (i)-(ii)

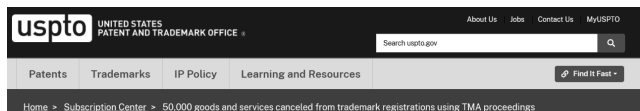
(63) USPTO, 「Successfully clearing the trademark register using TMA proceedings (2024 年 12 月 13 日)」 (<https://www.uspto.gov/subscription-center/2024/successfully-clearing-trademark-register-using-tma-proceedings> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

また、そのおよそ半年後の 2025 年 5 月 8 日には、同様に 50,000 件以上の未使用の指定商品・役務を商標登録簿から削除することに成功したとの発表があったが⁽⁶⁴⁾、取消の大半は、いわゆる「見本ファーム（specimen farms）」⁽⁶⁵⁾」に関連付けられた登録について、USPTO 長官自らの職権で開始された手続によるものとのことであった。一部の商標出願代理事務所は、使用実績を示す見本を偽造する目的でこれらの電子商取引サイトを構築していたものの、当該商標は実際には商取引において使用されていなかった。



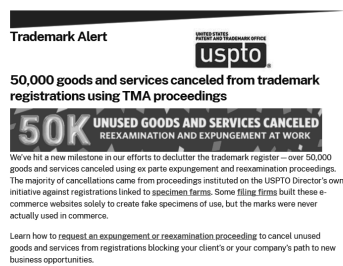
Successfully clearing the trademark register using TMA proceedings

Published on: 12/13/2024 9:07 AM



50,000 goods and services canceled from trademark registrations using TMA proceedings

Published on: 05/08/2025 11:38 AM



USPTO の発表

USPTO のウェブサイトによると、2024 年 12 月 24 日の段階では、それぞれ査定系再審査が 5,455 件、査定系取消が 1,018 件請求されており、両者の合計で 6,473 件となっていたが、2026 年 6 月 6 日現在では、それぞれ査定系再審査が 13,538 件、査定系取消が 1,462 件請求されており、両者の合計で 15,000 件となっている。

Expungement/Reexamination Proceedings

15000 Results found

Page updated: Jun 6, 2026, 1:39:04 AM EST

+	Trademark	Registration number ↑↓	Registrant name ↑↓	Date ↓↑	Proceeding type ↑↓	Document type ↑↓
+	Uhahado	7240809	Shanghai Yixi Decoration Design Engineering Co., Ltd.	05/29/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
+	KONSEDIK	7240988	Guangzhou Konsedik Technology Co., Ltd	05/29/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
+	WERAXYQ	7400190	Wenzhou Nuowan Machinery Co., Ltd	05/29/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
+	UILGNEM	7350765	Beijing Weijia Electronic Commerce Co., LTD	05/29/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
+	CLOUDWINGS	7222721	YIWU ZHILAO LEATHER COMPANY LIMITED	05/29/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination

USPTO ウェブサイト⁽⁶⁶⁾

(64) USPTO,「50,000 goods and services canceled from trademark registrations using TMA proceedings(2025 年 5 月 8 日)」(<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/50000-goods-and-services-canceled-trademark-registrations-using-tma> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

(65) 前掲注 21)

(66) USPTO,「Trademark Decisions and Proceedings」(<https://data.uspto.gov/tm-decisions/search/expungement> [2026 年 6 月 6 日最終アクセス])

Proceeding type ⓘ

☐ Reexamination **13538**
☐ Expungement **1462**

Registration filing basis ⓘ

☐ 1(a) **14304**
☐ 66(a) **378**
☐ 44(e) **307**
☐ 1(a), 44(e) **11**

これを割合でみると、査定系取消及び査定系再審査の請求件数の全体の約 90% を査定系再審査が占めている一方、査定系取消は約 10% にすぎず、査定系再審査が頻繁に活用されている。これは、査定系再審査が、使用（1 条(a)）又は使用意思（1 条(b)）に基づく出願を対象とし、特定の基準日における取引上における使用をしたことが一度もない場合に請求できるものであることから、詐欺的出願の多くがその対象となっていることが理由と考えられる。実際に、出願の基礎別では、1 条(a)に基づく出願が 15,000 件のうち、14,304 件と最も多く、66 条(a)に基づく出願が 378 件、44 条(e)に基づく出願が 307 件、1 条(a)と 44 条(e)に基づく出願が 11 件となっており、約 95% が 1 条(a)に基づく出願に対して請求がなされていることになる。

また、15,000 件のうち、USPTO 長官主導の手続（Director-initiated）が 12,037 件を占め、全体の約 80% が USPTO 長官による手続となっている。すなわち、請求された 15,000 件の大半が、USPTO 長官による 1(a) に基づく出願に対する査定系再審査の請求となっていることが分かる。

なお、行政手続としての Precedential の事例はいまだ 1 件も出ていないが、後述するように Precedential としての TTAB 審決は 2 件出されている。

Director initiated ⓘ

☐ Non-Director-initiated **2963**
☐ Director-initiated **12037**

Precedential/Non-Precedential ⓘ

☐ Non-Precedential **15000**

また、査定系再審査の 13,538 件のうち、登録名義人に「SHENZHEN（深圳）」の文字を含むものについては、2,437 件をも占めており、全体の 18% が、中国の「SHENZHEN（深圳）」を拠点とする登録名義人の登録に対する査定系再審査となっている。

Trademark Decisions and Proceedings

[Petitions to Director](#)
[Expungement/Reexamination Proceedings](#)
[Administrative Orders and Sanctions](#)
[Precedential Director Decisions](#)
[TTAB Reading Room](#)
[Open Data Portal](#)
[Help](#)

Filter by

Identifiers ⓘ

Date range ⓘ

Names ⓘ

Proceeding type ⓘ

Registrant name

SHENZHEN

Apply

Reexamination **2437**

Apply

Expungement/Reexamination Proceedings

NAMES: SHENZHEN X

REEXAMINATION X

2437 Results found

Trademark	Registration number	Registrant name	Date	Proceeding type	Document type
UKEIN	6972528	SHENZHEN GERUITU TECHNOLOGY CO., LTD.	06/02/2026	Reexamination	Request for reconsideration reexamination denied
UKEIN	6972528	SHENZHEN GERUITU TECHNOLOGY CO., LTD.	06/02/2026	Reexamination	Notice of termination issued - reexamination
VROILOZ	7372396	Shun dong Technology (Shenzhen) Co., Ltd.	06/02/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
AKMUNCLE	7266431	Shenzhen Hengchuangying Supply Chain Logistics Co., Ltd.	06/01/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
ORNICELY	7302921	Shenzhen Jinglita Technology Co., Ltd.	06/01/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
HJOLSRAY	7253154	Shenzhen Shangshun Electronics Co., Ltd.	05/31/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination
BULVOTO	7253137	Shenzhen Zhaye Technology Co., Ltd.	05/31/2026	Reexamination	Notice of institution / office action issued - reexamination

4.6 最初の査定系取消（Expungement）の適用事例

TMA 導入以降、初めて申し立てられた査定系取消申請は、Perrott 弁護士⁽⁶⁷⁾によって、2021 年 12 月 21 日に申し立てられた以下の連邦商標登録に対する査定系取消申請である（申請番号 2021-100001）⁽⁶⁸⁾。この商標は、その約半年後の 2022 年 6 月 27 日に、USPTO によって実際に取り消された⁽⁶⁹⁾。

商標（登録番号）	Galavava（登録第 5513424 号）
権利者名	Shenzhenshi Gebei Electronics Co.,Ltd.
住所	Room 401, Building 122, Buwei Village, Lianhua Street, Futian District, Shenzhen CHINA 518000
出願日 / 登録日	2017 年 12 月 7 日 / 2018 年 7 月 10 日
最先の使用日	2017 年 5 月 18 日
区分及び指定商品	27 類 Coverings for existing floors; Floor coverings; Floor coverings made of PVC, rubber, plastic, textiles; Floor coverings of rubber and synthetic rubber; Floor coverings, namely, floor runners; Flooring coverings made of drugget; Anti-slip floor coverings for use on staircases; Carpet tiles; Carpet tiles for covering floors; Carpets, rugs, mats and matting, linoleum for covering existing floors; Cork for use as a floor or wall covering; Decorative slip-resistant floor covering in sheet form; Gymnasium floor coverings; Gymnasium exercise mats; Gymnastic mats; Hard surface coverings for floors; Protective floor coverings; Resilient hard surface covering for floors, walls and other surfaces; Vinyl floor coverings

4.6.1 査定系取消申請書における主張内容⁽⁷⁰⁾

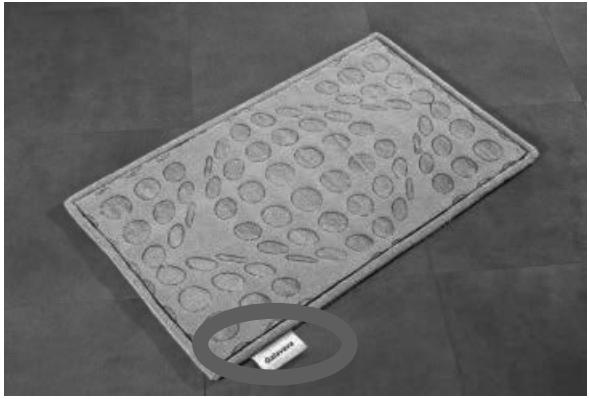
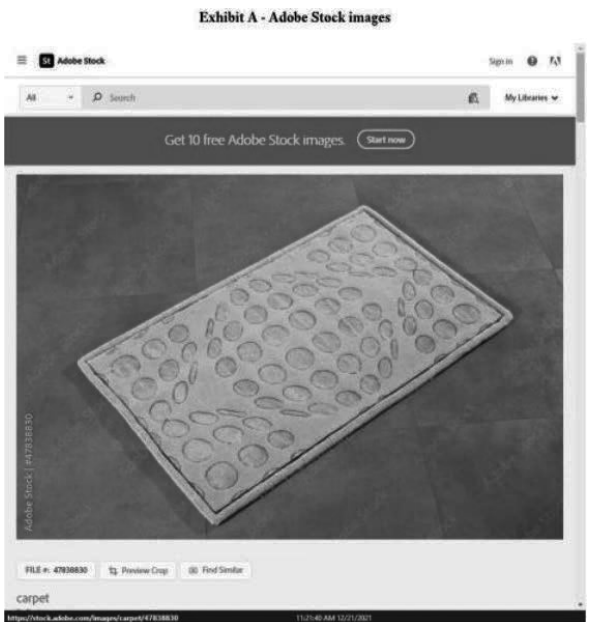
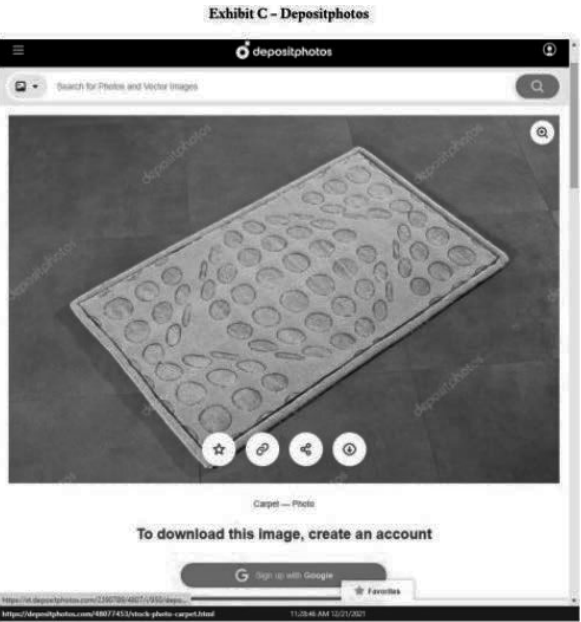
2018 年 5 月 5 日に、Perrott 弁護士が学術論文のために不正な見本について調査をしていたところ、疑わしい出願を調査する中で、上記の GALAVAVA 商標（登録第 5513424 号）に関連して提出された商標見本が、画像ライセンスサービスである Getty Images、Adobe Stock 及び Depositphotos のストック画像と同一であるように見えることに気付いた。中国の深圳に所在の GALAVAVA 商標の出願人である Shenzhenshi Gebei Electronics Co.,Ltd. は、「Galavava」のタグ付きの敷物を示す見本を USPTO に提出していたが、Perrott 弁護士は、このようにデジタル加工されたとみられる見本の提出は、本商標が本商品について一切使用されていなかったことを裏付ける合理的根拠となると主張した。

(67) Eric Perrott 弁護士（GERBEN IP 所属）（<https://www.gerbenlaw.com/about/eric-perrott/>） [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(68) TMA に基づき提出された最初の査定系取消申請が、申請番号 2021-100001 であることを確認した、申請人である Eric Perrott 弁護士と USPTO との間での email のやり取りのスクリーンショットを掲載した Eric Perrott 弁護士の LinkedIn のポスト（https://www.linkedin.com/posts/ericperrott_trademarks-uspto-activity-6879178618791174144-wRXc/） [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]。その後、実際に開始された審理手続番号として、Expungement の E が付された審理手続番号 2021-100001E が付与された。

(69) USPTO、OFFICIAL USPTO NOTICE TRADEMARK REGISTRATION CANCELLED（<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn87712766&docId=TCIWE20220627152535&linkId=3#docIndex=2&page=1>） [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(70) USPTO、「Petition for Expungement or Reexamination form」、(GALAVAVA, Registration No. 5,513,424 (Dec. 21, 2021) (Exp. Petition No. 2021-100001) なお、実際の申請書自体は 3 頁ほどのものである。（<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn87712766&docId=TRR20211221181832&linkId=9#docIndex=8&page=1>） [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

USPTO に提出されたデジタル加工の商標見本 ⁽⁷¹⁾	Getty Images ⁽⁷²⁾
 (Galavava のタグ付き)	
Adobe Stock ⁽⁷³⁾	Depositphotos ⁽⁷⁴⁾
	

さらに、2021 年 12 月 21 日、Perrott 弁護士は、GALAVAVA の商標が商品のいずれかに関連して商取引上の使用があったかどうかについて合理的な調査を行ったところ、GALAVAVA の商標の販売の申出や、商品との関連での使用の証拠は発見されず、また、「galavava.com」のウェブサイトは「サービス停止中」となっていた⁽⁷⁵⁾。さらに、第三者である Amazon⁽⁷⁶⁾ 及び Walmart⁽⁷⁷⁾ のマーケットプレイスで GALAVAVA

(71) <https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn87712766&docId=SPE20171211083817&linkId=19#docIndex=18&page=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(72) <https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/7/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(73) <https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/6/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(74) <https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/8/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(75) 「Hello & Welcome! Sorry, this website is temporary out of service」との表示
<https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/9/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

ブランドを検索したものの、GALAVAVA の商標に関連する出品は見つからなかった⁽⁷⁸⁾。したがって、販売の申出、広告、その他のマーケティングが一切ないことは、商標が使用されていなかったという合理的な信憑性を立証するのに役立つものであり、取消の一応の証拠となるとして査定系取消を申請した。

4.6.2 USPTO による取消決定

USPTO は、登録を裏付ける目的で登録名義人が提出した商標使用見本がデジタル改変による偽造の証拠であると認定し、その結果、この使用見本に包含される商品・役務についての商標不使用の一応の疎明（prima facie evidence of nonuse）となると判断し、実際に市場で用いられている商標の使用態様を示す証拠とは評価し得ないと認定し、2022 年 2 月 11 日にオフィスクレジットを発出した⁽⁷⁹⁾。

- ・ Coverings for existing floors;
- ・ Floor coverings;
- ・ Floor coverings made of PVC, rubber, plastic, textiles; and
- ・ Rugs, mats and matting for covering existing floors.

その後、2022 年 3 月 14 日に USPTO は、申請対象となっていた上記の商品以外の商品を対象として、長官主導による別個の査定系取消手続（Director-initiated expungement proceeding）を審理手続番号 2022-100049E として開始した。そして、USPTO は、職権調査によって以下のとおり、Google や Amazon 等のウェブサイト検索結果を検討し、申請対象商品以外の商品についても取引上の使用の痕跡は認められないと認定した。

- ・ GOOGLE search of GALAVAVA and the results-none found-no reference to consumer goods other than a cat-related product not covered by the registration (Exhibit B);
- ・ GOOGLE searches for “Shenzhenshi Gebei Electronics Co., Ltd.,” the registrant, and “Shenzhenshi Gebei,” returning no hits other than the USPTO records (Exhibit C).
- ・ AMAZON search results for GALAVAVA showing no reference to any goods bearing the mark listed in registration (Exhibit D).
- ・ HOME DEPOT search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit E).
- ・ LOWES search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit F).
- ・ USGYMPRODUCTS search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit G).
- ・ WALMART search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit H).
- ・ DICK’S SPORTING GOODS search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit I).
- ・ WAYBACK MACHINE search for GALAVAVA showing no hits (Exhibit J).
- ・ WAYBACK MACHINE search for “Shenzhenshi Gebei” showing no hits (Exhibit K).

その後、登録名義人による反論はなされなかったため、最終的にその登録の全体が取り消された。

(76) <https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/10/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(77) <https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/casedoc/sn87712766/TRR20211221181832/11/webcontent?scale=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(78) 前掲注 70)

(79) <https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn87712766&docId=TCNINF20220211124123&linkId=5#docIndex=4&page=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

4.7 査定系取消に関する TTAB 審決 (*In re Locus Link USA*, 2024 USPQ2d 1181 (TTAB 2024))⁽⁸⁰⁾

本件 TTAB 審決は、2024 年 7 月 1 日に出された初めての査定系取消（Expungement）手続についての先例的審決（Precedential）である。

4.7.1 事件の概要

Locus Link USA（LLU 社）は、「Components for air conditioning and cooling systems, namely, evaporative air coolers」を指定商品とする以下の 2 つの商標登録を保有していたところ、2022 年 7 月 12 日、第三者がこれらの商標に対して商標法 16A 条に基づく査定系取消（Expungement）の申請をし、これらの商標が LLU 社によって「evaporative air coolers」と関連付けて使用されていないことを理由に登録取消を求めた。

 (Reg. No. 5,376,466)	 (Reg. No. 5,376,467)
11 類 指定商品「Components for air conditioning and cooling systems, namely, evaporative air coolers」（空調及び冷却システム用の構成部品である、蒸発式空気冷却器）	

USPTO の審査官は、LLU 社が実際に商標を使用しているかどうかを確認するための証拠を求め、LLU 社は、自社製品が「SMARTLOCK」ブランドで販売されていると反論したが、実際の使用商品は「evaporative air coolers（蒸発式空気冷却器）」ではなく、「Components used for air conditioning and other cooling systems（空調及びその他の冷却システムに用いられる部品）」であった⁽⁸¹⁾。

すなわち、LLU 社は、SMARTLOCK 商標の実際の使用対象は「flare connector multi angles, flare connector reducer specials, swage unions, elbow swage unions, union straights, union reducers, elbow unions」といった配管用継手コンポーネントであることを前提として、これらへの使用も指定商品「components for air conditioning and cooling systems, namely, evaporative air coolers」の範囲内に含まれると主張した。

(80) TTAB は以下の Expungement Nos. 2022-100137E 及び 2022-100138E について単一の先例的審決を下している。
Expungement No. 2022-100137E for Registration No. 5376467 https://ttab-reading-room.uspto.gov/cms/rest/legal-proceeding/87218696/decision/EXA_13.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]
Expungement No. 2022-100138E for Registration No. 5376466 https://ttab-reading-room.uspto.gov/cms/rest/legal-proceeding/87218687/decision/EXA_10.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(81) https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/05/01/20230501172943080216-5376466-007_007/evi_666439126-20230501165358085966_.2023-05-01_Declaration_of_Use_and_Combined_Exhibits_signed.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

OUR PRODUCTS



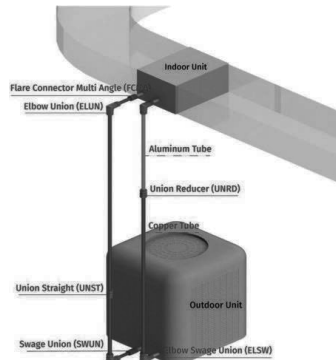
FLARE CONNECTOR MULTI ANGLE (FCMA)

Connects copper/aluminum tube to flare valves without the need for flaring.



ELBOW UNION (ELUN)

Connects same-sized copper/aluminum tube to copper/aluminum tube at a 90-degree angle. There is no reduction in flow.



LLU 社が提出した証拠⁽⁸²⁾

USPTO 長官は、最終的に商標を取り消す決定を支持したことから、LLU 社は TTAB に不服申立てを行い、追加の宣誓書と証拠書類を提出するための再審理と不服申立ての一時停止及び差戻しを要求した。

4.7.2 TTAB の審決

まず、TTAB は、指定商品・役務の記載における「namely」の役割を明確にした。すなわち、「namely」は不明確な指定商品・役務の文言を、より具体的かつ限定的な用語で特定するためのものであり、「namely」以降に掲げられた商品・役務は、「namely」に先行する指定商品・役務の範囲内でそれをさらに定義するものでなければならないとした。そして、製品の構成部品に用いられる商標については、TMEP § 1402.05(a) を引用しつつ、①構成部品・成分の一般的名称を正確に示し、②それが別個の完成品の構成部品・成分として販売されることを明示し、③当該構成部品・成分が属する完成品の一般的名称を示す必要があり、その指定の際には「商標が部品・成分のみに係り、製品全体には及ばない」ことに疑義が生じないように記載されなければならない、と説示した⁽⁸³⁾。

この原則を前提に、TTAB は、本件登録の指定商品「Components for air conditioning and cooling systems, namely, evaporative air coolers（空調及び冷却システム用の構成部品である、蒸発式空気冷却器）」

(82) Reg. No. 5,376,466 についての LLU 社によるオフィスアクションへの応答及びその証拠（2023 年 5 月 1 日）https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/05/01/20230501172943080216-5376466-007_001/evi_1-666439126-20230501165358085966_2023-04-26_Exhibit_1.pdf
https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/05/01/20230501172943080216-5376466-007_002/evi_666439126-20230501165358085966_2023-04-26_Exhibit_2-1.pdf
https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/05/01/20230501172943080216-5376466-007_003/evi_666439126-20230501165358085966_2023-04-26_Exhibit_3.pdf
https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/05/01/20230501172943080216-5376466-007_005/evi_666439126-20230501165358085966_2023-04-26_Exhibit_5.pdf
 [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(83) 前掲注 80) 11-12 頁

について、「evaporative air coolers（蒸発式空気冷却器）」が不明確な概念である「components for air conditioning and cooling systems（空調及び冷却システム用の構成部品）」を修飾・具体化する語であり、結果として当該指定商品の記載は「空気冷却システムを構成する蒸発式空気冷却器」という完成品のみを対象とする、と解釈した。そのうえで、当該指定商品の記載では、蒸発式空気冷却器の構成部品（connectors など）までは特定・包含しておらず、登録名義人が商標を使用していた connectors はその指定商品に該当しないと判断した⁽⁸⁴⁾。

すなわち、TTAB は、指定商品「components for air conditioning and cooling systems, namely, evaporative air coolers」の記載について、「evaporative air coolers」という完成品であると限定的に解釈し、LLU 社が提出した使用証拠はいずれも蒸発式空気冷却器の構成部品への使用を示すにとどまるから、当該完成品である「evaporative air coolers（蒸発式空気冷却器）」についての使用を裏付けるものではないと判断した。

また、LLU 社は登録の際にはこの使用見本によって審査官によって受理されており、その判断に拘束されるべきだと主張したものの⁽⁸⁵⁾、USPTO 長官及び TTAB は、過去の審査官の判断に拘束されず、査定系取消手続において、その使用状況を再評価できるとし、2024 年 7 月 1 日、TTAB は LLU 社による商標「SMARTLOCK」の登録を取り消す審決を下した。

本件 TTAB 審決は、査定系取消手続における初の先例的判断として位置付けられ、今後の査定系取消及び査定系再審査の運用・解釈に大きな影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、実務上頻繁に用いられる「namely」の役割について、同語が用いられていない場合や、その前後の記載が曖昧・不明確な場合には、指定商品・役務の特定が不適切と評価されるおそれがあること、また実務上は、「namely」以降に記載された内容のみに権利範囲が限定されることを前提として、十分に具体的で誤解のない商品・役務の記載を行う必要があることを示した点で重要である。

さらに、本件は、実際に使用されている商品と登録時の指定商品の表現が乖離している場合に、登録が取消しのリスクに晒され得ることを明確にした点でも、実務的意義が大きい。この意味で、出願人及び代理人には、米国における指定商品・役務の特定について、後の使用実態との整合性を含めて慎重に検討する姿勢が一層求められる。

4.8 査定系再審査に関する TTAB 審決 (*In re Everwise Credit Union*, 2026 USPQ2d 356 (TTAB 2026))⁽⁸⁶⁾

本件 TTAB 審決は、2026 年 4 月 29 日に出された初めての査定系再審査（Reexamination）手続についての先例的審決（Precedential）である。

4.8.1 事件の概要

登録名義人である Teachers Credit Union（後に Everwise Credit Union 社へ社名を変更）は、従来「TEACHERS CREDIT UNION」の名称で「credit union services」を提供していたが、リブランディングの一環として名称を「EVERWISE CREDIT UNION」に変更し、その新名称を含む商標「EVERWISE CREDIT UNION」について、第 36 類「credit union services」等の広範な役務を指定役務として 2019 年 6 月 21 日に使用意思に基づく（ITU）出願を行った。

(84) 前掲注 80) 12-13 頁

(85) 前掲注 80) 14 頁

(86) *In re Everwise Credit Union*, Reexamination No. 2023-100533R for Registration No. 7068783, 2026 USPQ2d 356 (TTAB 2026) https://ttab-reading-room.uspto.gov/cms/rest/legal-proceeding/88483393/decision/EXA_20.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

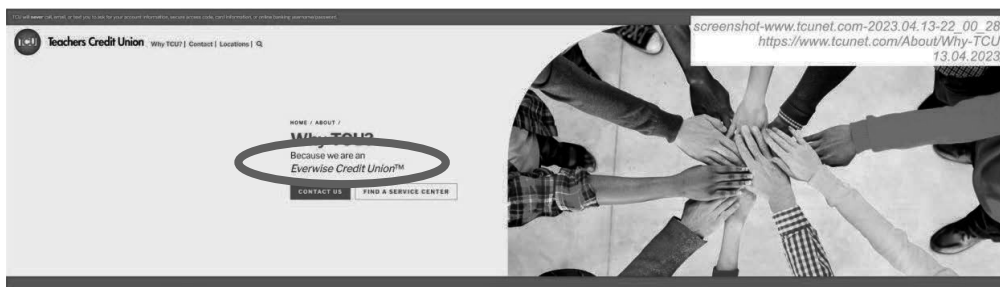
EVERWISE CREDIT UNION

(Reg. No. 7068783)

36 類

指定役務 Banking services; Credit union services; Insurance brokerage services; Insurance services, namely, underwriting, issuance and administration of life, disability[, and long-term care insurance]; Investment brokerage; Mortgage brokerage; Mortgage financing services; Mortgage refinancing; Commercial lending services; Consumer lending services; Financial asset management; Financial and investment services, namely, asset and investment acquisition, consultation, advisory and development; Financial services, namely, wealth management services; Financial services, namely, money lending; Investment banking services; Investment services, namely, asset acquisition, consultation, development and management services; Life insurance brokerage; Life insurance underwriting; Mortgage banking services, namely, origination, acquisition, servicing, securitization and brokerage of mortgage loans; Mortgage lending; On-line banking services; On-line banking services featuring electronic alerts that alert credit and debit card users when a single transaction exceeds a certain amount; Online banking services accessible by means of downloadable mobile applications; Providing a website featuring information in the field of banking; Real estate lending services; Savings bank services

登録名義人は、当該出願について 2020 年 4 月 14 日に登録査定がなされ公告がされた後、使用宣言書の提出について期間延長を 5 回請求し、これ以上延長ができない最終期限日が 2023 年 4 月 14 日となっていた。登録名義人は当該期限日に、使用宣言書⁽⁸⁷⁾をその使用見本⁽⁸⁸⁾とともに提出し、それに基づいて同年 5 月 30 日に米国商標登録第 7068783 号として連邦商標登録がなされた⁽⁸⁹⁾。登録名義人が提出していた使用見本は、以下の自社ウェブサイト「tcunet.com」のスクリーンショット 1 枚のみであった。



2023 年 7 月 20 日、上記の商標に対して第三者から商標法 16B 条に基づく査定系再審査の申請がされた⁽⁹⁰⁾。請求人は、基準日である 2023 年 4 月 14 日時点までの期間に、登録名義人が米国内において「EVERWISE CREDIT UNION」商標を指定役務「credit union services」に真正に使用していなかったとして、登録の全部取消を求めた⁽⁹¹⁾。

(87) 使用宣言書

<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=SOU20230415114837&linkId=17#docIndex=16&page=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(88) 使用見本

<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=SPE20230415114837&linkId=18#docIndex=17&page=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(89) 米国商標公報

<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=NOP20191002101035&linkId=37#docIndex=11&page=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(90) 申請番号 2023-100533。それに基づき実際に開始された審理手続について、Reexamination の R が付された審理手続番号 2023-100533R が付与された。

(91) Petition for Expungement or Reexamination form

(<https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=TRR20230720135010&linkId=10#docIndex=9&page=1> https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/TRR/2023/07/20/20230720114345482700-2023100533-002_002/evi_1-502232142-112351583_-_mination_of_Everwise_Credit_Union__Reg_No_7068783__3337789.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス])

請求人は、Wayback Machine のアーカイブ結果を提出し、2023 年 6 月 16 日時点でも Teachers Credit Union のウェブサイトが依然として TCU ブランドで運用されていたことを示した。さらに、Google Play ストア及び App Store の情報から、登録名義人が提供するモバイルバンキングアプリの名称が EVERWISE ではなく「TCU Mobile Banking」のままであったことを立証し、使用宣言書提出時点においても登録名義人のブランディング資料一式に Everwise の名称が一切現れていない点を指摘した。

USPTO 長官は、これらの資料及び登録記録を検討した結果、当該商標について、指定役務に関する取引上の使用が基準日までに十分に立証されていないと判断し、再審査手続を開始して登録名義人に反証を求めた。登録名義人は、追加証拠とチーフ・マーケティング&グロス・オフィサーによる宣誓書⁽⁹²⁾を提出したが、審査官は最終オフィスアクションにおいて、使用見本の残りの部分及び宣誓書に添付された 14 点の証拠においては、TCU や TEACHERS CREDIT UNION の商標のみが一貫してサービスの出所表示として用いられていることを指摘した。審査官は、これらの資料の多くはブランド変更に関する一般的な告知・宣伝にとどまっており、具体的な金融取引や口座開設など「credit union services」の提供場面における商標の使用を直接示すものではなく、EVERWISE CREDIT UNION の表示は一切確認できないと評価した。その結果、審査官は、期限時点での不使用についての一応の立証が覆されていないとし、商標の真正な使用は認められないと判断して、2024 年 2 月 16 日付で登録第 7068783 号について指定役務全体の取消決定を行った⁽⁹³⁾。

登録名義人はこの USPTO による長官決定を不服として TTAB に審判を請求し⁽⁹⁴⁾、USPTO 長官による再審査開始及び取消決定の適法性、並びに自らが提出した証拠によって商標法上要求される「use in commerce」が充足されているか否かを争うこととなった。

4.8.2 TTAB の審決

TTAB はまず、本件登録が審査段階で一度登録に至り、使用宣言書及び使用見本が受理されていたという事実は、後の再審査における「使用の有無」の判断を拘束するものではないことを明確にした。その根拠として、*In re Locus Link USA* を引用し、審査官による使用見本の受理はあくまで途中段階の判断にすぎず、長官や TTAB はこれに拘束されないとした⁽⁹⁵⁾。

その上で TTAB は、提出されていた唯一の使用見本を詳細に検討した。同ページにおいて EVERWISE CREDIT UNION の文言は 3 箇所に見えるが、そのうち 2 箇所は本文中に他の文章と同じフォント・サイズ・体裁で紛れ込む形で記載されており、関連需要者が「credit union services」の出所表示として認識することはないと判断された。残る 1 箇所は、ページ上部のタグライン「Why TCU? Because we are an Everwise Credit Union.」中でイタリック体かつ商標表示記号（TM）付きで表示されており、最も「商標らしく」見える使用であることは認めつつも、この単一の表示のみでは真正な商取引上の使用（bona fide use）を基礎付けるには不十分とされた⁽⁹⁶⁾。

また、TTAB は、商標法 45 条が定める「商取引における使用」の定義を確認し、それが「通常の取引の過程における真正な使用」であって、単に将来の権利を確保するためのトークンの・準備的使用を排除する趣旨であることを強調した⁽⁹⁷⁾。信用組合のように 30 万超の会員を有する金融機関であれば、真正な使用が

(92) Declaration of Angie Dvorak https://tsdrsec.uspto.gov/ts/cd/pdfs?f=/ROR/2023/12/22/20231222085119837791-7068783-004_002/evi_845141254-20231222052037905185_-_Exhibit_1_-_Declaration_of_Angie_Dvorak.pdf [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(93) <https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=TIFIN20240216094545&linkId=3> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(94) <https://tsdr.uspto.gov/documentviewer?caseId=sn88483393&docId=EXAMB20241015163508&linkId=1> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]

(95) 前掲注 86) *In re Everwise Credit Union*、28 頁

(96) 同上、18-20 頁

(97) 同上、5 頁

あるならば、支店サイン、小切手、会員向け通知、名刺、パンフレット、デビット・クレジットカード等、業界で一般的な媒体に EVERWISE CREDIT UNION が出所表示として現れるはずであるにもかかわらず、登録名義人はそのような追加資料を一切提出できなかった点を「極めて注目すべき」と指摘した。宣誓書に添付された 14 点の証拠においても、出所表示として用いられているのは一貫して TCU 又は TEACHERS CREDIT UNION であって、EVERWISE CREDIT UNION の使用例は皆無であった⁽⁹⁸⁾。

さらに TTAB は、使用宣言書提出期限後の証拠に着目した。登録名義人が Teachers Credit Union から Everwise Credit Union への正式な名称変更を行ったのは、使用宣言書提出期限（2023 年 4 月 14 日）から約 2 か月後の同年 6 月 26 日⁽⁹⁹⁾であり、その日付のブログ記事では「本日をもって TEACHERS CREDIT UNION は EVERWISE CREDIT UNION となる」と告知されていたほか、6～7 月のウェブサイト画面には、6 月 26 日からブランド更新を開始し、夏の間にサインや支店表示を順次切り替える旨が会員向けに説明されていた⁽¹⁰⁰⁾。TTAB は、これらの期限後の資料を総合すると、EVERWISE CREDIT UNION が金融サービスの商標として実際に採択されたのは使用宣言書提出期限後であり、使用宣言書提出時点でのウェブページ上のタグラインは、進行中の商業使用を反映したものではなく、将来の使用に備えて優先権を確保するための「トークンの使用」ととどまると評価した⁽¹⁰¹⁾。

また、チーフ・マーケティング&グロース・オフィサーによる宣誓書のうち、「真正使用があった」との部分については、事実認定を補強する具体的事実ではなく、法的評価の表明にすぎないとして証拠価値を認めなかった。宣誓書に添付された資料も、前述のとおり TCU 又は TEACHERS CREDIT UNION の使用を示すにとどまり、EVERWISE CREDIT UNION の表示は確認できなかった⁽¹⁰²⁾。

最後に TTAB は、審査段階で審査官が使用見本を受理していたことを理由に、その判断に従うべきだという登録名義人の主張を退けた。長官も TTAB も、審査官の使用見本の受理に法的に拘束されることはなく、再審査手続における「use in commerce」の最終判断は独自に行われるべきものとした⁽¹⁰³⁾。

これらの検討を踏まえ、TTAB は、EVERWISE CREDIT UNION 商標は 使用宣言書提出期限時点において、商標法上要求される態様で「credit union services」等に使用されていなかったと認定し、不使用を理由とする再審査による登録取消決定を維持した⁽¹⁰⁴⁾。

当該 TTAB 審決は、査定系再審査手続についての初めての先例的審決であり、査定系再審査手続における立証責任の在り方と、「真正な使用（bona fide use）」と「権利留保目的のトークンの使用」をどのように線引きするかを正面から示した先例的判断として意義がある。

5. さいごに

本稿では、TMA により導入された査定系取消（Expungement）及び査定系再審査（Reexamination）という二つの新制度について、その立法背景・制度設計・運用状況を概観し、それぞれの先例的 TTAB 審決である *In re Locus Link USA* と *In re Everwise Credit Union* の分析を試みた。これらの制度はいずれも、使用主義を掲げる米国商標法の理念を具体化し、不使用商標や詐欺的出願によって膨張した商標登録簿から、いわゆる「デッドウッド登録商標」を除去することを目的とする点で共通している一方、その射程や立証構造、当事者に課されるリスク・負担の在り方において、従来の当事者系手続とは異なる特徴を有している。

査定系取消の審決である *Locus Link* 事件は、「namely」による指定商品・役務の特定方法についての解

(98) 同上、26-27 頁

(99) 同上、2 頁脚注 1

(100) 同上、21 頁

(101) 同上、25-27 頁

(102) 同上、18-19 頁

(103) 同上、28 頁

(104) 同上、40-41 頁

積や、指定商品と実際の使用対象商品との不一致が査定系取消の文脈においていかに厳格に問われ得るかを示したものと言える。他方、査定系再審査の審決である *Everwise* 事件は、使用宣言書提出時点における「真正な使用（bona fide use）」と、将来の採用を見据えた「権利留保目的のトークン的な使用」との線引きについて、具体的・詳細な判断枠組みを提示した点で、今後の実務にとって重要な指針となる審決と言える。これら二つの TTAB 審決は、指定商品・役務の記載と実際の使用態様を安易に切り離して考えることの危うさを浮き彫りにし、「指定した商品・役務どおりに、その商標を実際に使っているか」という、使用主義の下では本来当然であるべき問いを、改めて出願人に鋭く突きつけているものと言えよう。米国商標法に関わる者は、「使用する者は保護され、使用しない者は保護されない」という、基本的であるがゆえに軽視されがちな使用主義の原則に改めて立ち返り、その意義を再確認する必要があるだろう。

今回の TMA により、不使用の第三者登録に対する取消手続は多様化し、事案によっては従来の当事者系取消・無効審判よりも簡易かつ低コストな手段を選択し得る場面が広がった。その意味で、権利者側だけでなく第三者側にとっても、手続・費用面の負担軽減が期待される一方、個々の案件の事実関係やビジネス上の目的に応じて、査定系取消・査定系再審査・当事者系取消／無効審判等の中から最適なルートを選択することの重要性は、これまで以上に高まったと言える。

他方で、商標権者にとっては、これらの査定系手続が整備されたことにより、不使用を理由とする取消のリスクが従来よりも明確かつ現実的なものとなった。今後は、使用宣言書に記載する商品・役務の範囲を将来の使用実態を見据えて慎重に限定・精査するとともに、日常的な使用証拠の収集・保管体制を整えておくことが、権利維持戦略の中核的要素となろう。

日本の商標実務においても、マドプロ経由の米国指定や、米国を主要市場とするブランド戦略の一環として米国商標登録を取得・維持する場面は今後も増加すると考えられる。その際、単に登録を取得することを目的とするのではなく、米国においては、将来これらの査定系手続の対象となり得ることを前提として、出願時の指定商品・役務の特定、使用見本や使用宣言書の内容、ブランド変更・リブランディングのタイミング管理等について、権利維持の観点から一貫した戦略的設計を行うことが不可欠となる。

翻って、登録主義を採用する日本においては、米国のように登録時点での使用証拠の提出が求められていないことから、偽造使用証拠が大量に提出されるといった問題は現時点では顕在化しておらず、米国と同様の査定系取消・査定系再審査制度の導入へのニーズは必ずしも高くないとも考えられる⁽¹⁰⁵⁾。日本の不使用取消審判は当事者系ではあるものの、ディスカバリー制度のある米国ほど費用負担が重くなく、相手方の反論がなければおおむね半年程度で結論が出されることから、制度として一定の機能は果たしていると言えよう。他方で、不使用取消審判の印紙代が出願費用に比べて相対的に高額であることや、結論が出るまでに少なくとも半年を要することから、不使用取消審判で取り消せると分かっているにもかかわらず、時間的制約や紛争を避けるために別の商標を選択するという「潜在的な萎縮効果」が生じている面も否定できない。この点については、不使用取消審判の印紙代の引下げや、一定の場合に職権的に使用証拠の提出を促す仕組みなど、不使用商標をより機動的に整理し得る方策を検討する余地は残されていると思われる⁽¹⁰⁶⁾。

また、中国や米国で顕著に見られる、使用の意図を欠く悪意の商標出願は、近年日本でも徐々に目立ち始

(105) 苦米地正啓、山内章子「日本商標制度における使用主義的修正の是非に関する一考察」パテント 77 巻 11 号（2024 年）25 頁（<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4506> [2026 年 5 月 31 日最終アクセス]）では、不使用取消に関する審査制度については、『Expungement』制度のように、現行の当事者対立構造による不使用取消審判だけではなく、一定の請求又は申請により、特許庁が、特定の商標登録に対して職権で『不使用取消』に関する審査を行う（商標権者に対して『使用』の証明を求める）という新たな制度を検討してはどうか、との意見も聞かれた。一方で、商標権の取消制度を、申請による審査型にしてしまうことにより、例えば、いやがらせて制度を利用するような濫用的な事例が増えてしまうのではないか、との懸念も示された。」とする。

(106) 特に、多くの不使用取消審判が権利者の応答なく終了しているという実情を踏まえると、不使用取消審判の請求時に納付する印紙代を低額にとどめ、権利者が使用証拠を提出して争う場合の弁駁書提出時に初めて追加の印紙代を納付させるといった柔軟な仕組みも、使いやすいく不使用商標整理制度に向けた一案として検討に値しよう。

めている。これらの出願は、現行実務のもとでは商標法3条1項柱書違反や4条1項7号・19号違反として審査段階で拒絶されることはほとんどなく、そのまま登録に至ってしまうケースも多い。その結果、悪意により先取り登録をされた真の利害関係人が自己の正当な商標を登録するためには、取消審判や無効審判を経てその登録商標を排除するほかなく、時間的・経済的負担は小さくない。このような状況が今後も増加するのであれば、第三者からの情報提供をより積極的に活用しつつ、審査段階で悪意の出願を柔軟に拒絶し得るような運用・基準の整備も望まれるところである。

今後、米国における新たな査定系手続の運用の蓄積とともに、査定系取消及び査定系再審査をめぐる先例はさらに増え、その解釈も洗練されていくと考えられる。本稿で取り上げた事例と考察が、日本の実務家が米国制度を戦略的に利用しつつ、不使用リスクを適切に管理し、同時に日本の制度設計を考えるうえでの一助となれば幸いである。

以上